

『朱子語類』外任篇 譯注 (一)

田 中 謙 二

浙東提舉 (朝鮮本無提舉二字)

淳熙八年(一一八一)八月よりほぼ一年間、朱熹が提舉兩浙東路常平茶鹽公事、いわゆる浙東提舉として紹興府(浙江省紹興市)にあった時期の體驗を語る。これに先だつ三月に、かれは提舉江南西路常平茶鹽公事(ただし待次の職に除任されて、閏三月二十七日に南康軍を去り、翌月の十九日に第二の故郷である福建省北の崇安に歸つてゐた。その後七月に直祕閣の沙汰を受けて、三たびそれを辭退したかれも、南康軍在職期における救荒對策の手腕を買われて、八月にこの浙東提舉を命ぜられると、聖慮にいたく感激してついに拜命、即日赴任の途にのぼったという。

兩浙東路は浙江省のおよそ錢塘江以南の地にあたり、紹興・慶元・瑞安の三府と婺・台・衢・處の四州を管轄す

る。この地區は、朱熹の在任中ずっと旱水害や蝗害に悩まされつづめたが、かれの活躍は天子の期待に應えてまことにめざましく、たえず管下を巡視して不正の摘發・彈劾に挺身した。ことに、淳熙九年(一一八二)七月における、台州の前任知事で永嘉學派の儒者でもある唐仲友の不法を彈劾したことは、朱熹の眞面目を遺憾なく發揮したものである。唐仲友は、實は朱熹を浙東提舉に推薦した宰相王淮(一一二七—九〇)の親戚にあたり、吏部尙書の鄭丙や侍御史の張大經(一一一四—九八)の推舉によつてすでに江西提點刑獄に榮轉していた。しかし、朱熹はさまざまな唐の不正を訴える人民の聲に應えて、敢然と彈劾に乗りだしたのである。かれが告發する上奏文は王淮によつて三たび握りつぶされたが、すこしも屈することなく、上奏は前後六回も執拗に續けられた(六篇は『朱文公文集』卷十八・十九に收

める。かくて王准もそれを採り上げざるをえず、一方、唐仲友も釋明につとめたが、結局は失脚させられてしまふ。しかも、朱熹は唐仲友一派の報復が人民のうえに及ぶことまで憂慮して、新たな知州が着任するまで台州に留まるとともに、唐に對する政府の處分の不徹底に不満を示して、現職の辭任を申し出る。それにもかかわらず、中央ではかれを相次いで直徽猷閣・江南西路提點刑獄に除任する。しかし、固く決心した朱熹はそのいづれをも辭退し、九月十二日、現任を去って崇安に歸つてゆくのである。時にかれは五十三歳であつた。

(5) 建陽簿權縣。有婦人。夫無以贍。父母欲取以歸。事到官。簿斷聽離。¹致道深以爲不然。謂夫婦之義。豈可以貧而相棄。官司又豈可遂從其請。先生曰。²這般事都就一邊看不得。若是夫不才。不能育其妻。妻無以自給。又奈何。這似不可拘以大義。只怕妻之欲離其夫。別有曲折。不可不根究。直卿云。某兄任某處。有繼母。與父不恤前妻之子。其子數人。貧窶不能自活。哀鳴于有司。有司以名分不便。只得安慰而遣之。竟無如之何。先生曰。³不然。這般所在。當以官法治之。也須追出後母。責戒勵。若更離間前妻之子。

不存活他。定須痛治。因云。程先生謂舜不告而娶。舜雖不告。堯嘗告之矣。堯之告之也。以王法治之而已。因云。昔爲浙東倉時。紹興有繼母。與夫之表弟通。遂爲接脚夫。擅用其家業。恣意破蕩。其子不甘。來訴。初以其名分不便却之。後趕至數十里外。其情甚切。遂與受理。委楊敬仲。敬仲深以爲子訴母不便。某告之曰。曾與其父思量否。其父身死。其妻輒棄背。與人私通。而敗其家業。其罪至此。官司若不與根治。則其父得不銜冤於地下乎。今官司只得且把他兒子頓在一邊。渠當時亦以爲然。某後去官。想成休了。初追之急。其接脚夫即赴井。其有罪。蓋不可掩。賀孫

校注：1 致抄本誤作至。2 先生二字無。3 先生三字無。

建陽の主簿が知縣を代行していたとき、ある人妻の夫に扶養のすべがなかったので、里の父母がむすめをひき取りたがっていた。事件はおかみの沙汰になり、主簿が離婚許可の判決をくだした。

致道（趙師夏）ははなはだもつてよろしくないという。夫婦の道というものは、貧乏だからといって相手を棄て去つていいものでない、おかみもおかみで、申請どおりききいれていいものだろうか、という意見である。

先生がいわれた、「こういう事は、すべて一方だけではわからんものだ。夫がろくでなしで、妻を養う能力がない場合、妻に自活のすべがなければ、それはそれでどうしようもない。これは（人倫という）大原則で拘束すべきではないようだ。ただ、妻がその夫と別れたい場合には、べつの事情がありはせんかという懸念があり、その點をよく究明しておかなければならん。」

直卿（黄綬）がいった、「わたくしの兄が某地の任にありましたとき、ある繼母が父親（その夫）とともに、先妻の子どもにすぎなくし、貧乏で自活できない子どもたち數人が、役所に泣きつきました。役所は告訴理由（子が母を訴えるという事件名か）が立たぬというので、やむなく慰めて不起訴處分にし、結局、どうしようもありませんでした。」

先生がいわれた、「そりゃいかん。こういうところは、おかみの法で裁くべきなんだ。やはり後妻を呼び出して、戒告を加えねばならん。もしそれでも先妻の子をそでにし、扶養しないなら、かならず嚴重に懲罰すべきだ。」

ついでにいわれた、「程先生（程頤）がいておられる、『孟子にあるように』舜は父母に報告しないで結婚した。

舜は報告しなかったが、堯は報告していた。堯が報告したのは、（ブライヴェットな處置ではなく）君主の掟によって裁こうとしたのだ」と。

また、ついでにいわれた、「むかし浙東の倉司（提舉）をしていたころ、紹興府下のある繼母が、夫の従弟と通じたあげく、あとがまにすえ、そのおとこが財産をかってに使い、おもいのままに費消したものだから、泣寝入りできぬむすこが告訴して來た。はじめは名目（告訴事由）が立たぬというので却下したが、あとで數十里の遠方まで追いつがって來て、そのむすこの心情があまりにも深刻なので、受理してやることにし、楊敬仲（楊簡）にまかせた。敬仲は、子が母を訴えるのはふつごうだという意見だった。わたしはかれに話した、『父親の^{こと}を考慮してやったのかい。かれの父親が死ぬと、妻は簡単に裏切つて他人と密通し、しかも財産をつぶしたんだぜ。こんな大罪を、もしおかみが究明してやらなんだら、父親は地下で恨みをのまずにおれるかね。いま、おかみじゃともかくかれのむすこを別のところにおくよりしかたがないのだ。』

かれもその時はもつともだといった。わたくしはその後

で官を去ったが、たぶん離縁が成立したこととおもう。はじめ追究が厳しかったので、あとが、まの夫は井戸に身投げした。このおとこの有罪は掩うべくもないのだ。」葉賀孫

〔建陽〕福建路建寧府管下の縣。景定元年（一二六〇）以後は嘉禾と改稱され、今日では建陽の名に復している。

〔簿〕主簿。縣の總務部長。

〔聽離〕離婚を許可する。

〔致道〕趙師夏のあざな、號を遠庵という。浙江省黃巖のひと。紹熙元年（一一九〇）の進士で、兄趙師淵（あざな幾道、訥齋と號する）とともに朱子に師事する（『宋元學案』六十九）。林格が記録した部分にも出るから、この條のデ―トは紹熙四年（一一九三）らしい。

〔看不得〕みてわからぬ、つかめぬ。この語は見ちゃおれぬ、氣にくわぬの意に用いられる。

〔直卿〕黃榦のあざな。福建省閩縣のひと。朱熹の高弟でその女婿でもある。語類の記錄者。

〔名分不便〕名分は名義・名目、すなわち訴訟を成立させる名目・事由。それがふつこうであるとは、子が親を訴えるという點をさすだろう。

〔只得〕……するはかない。やむなく……する（現代語もおなじ）。

〔所在〕場所・個處。

〔追出〕追は勾追または追勾の意か。召喚して出頭させること

で、追い出すことではなからう。

〔後母〕後妻、後添いの母。

〔存活〕せわして生活させる。

〔定須〕かならず……する。

〔程先生謂云々〕『二程語錄』卷九にみえる程頤（伊川）のことば、若干の異同がある。「舜不告而娶。須識舜意。若使舜便不告而娶。固不可。以其父頑過時不爲娶。堯去治之。堯命瞽使舜娶。舜雖不告。堯固告之矣。堯之告之也。以君治之而已。今之官府治人之私亦多。然而象欲以殺舜爲事。堯奚爲不知。蓋象之殺舜。無可見之迹。發人隱匿而治之。非堯也。」「舜不告而娶」は『孟子』萬章篇上にみえる。

〔浙東倉〕倉は倉司、すなわち浙東提舉。正式には提舉兩浙東路常平茶鹽公事。

〔表弟〕父の姉妹・母の兄弟姉妹の子で、自分より若いもの。

〔接脚夫〕後添いの夫。あとがま。

〔楊敬仲〕陸象山の門弟楊簡（一一四一―一二二六）のあざな。

浙江省慈溪のひと、乾道五年（一一六九）の進士。浙江省富陽の主簿を経て紹興府の司理になる（『宋史』四〇七、『宋元學案』七四）。

〔思量〕考える、考慮する（俗語）。

〔根治〕徹底的に究明する。上の「與」はしてやるの意。

〔頓在一邊〕頓は置く意、頓放・安頓ともいう。

〔想成休了〕難解の句である。休は「休妻」、離婚すること、たぶん離婚が成立したろうの意か。

〔初追之急〕この追は追問の意。

(6) 因論監司巡歷受折送曰。近法。自上任。許一次受。直卿曰。看亦只可量受。¹先生曰。某在浙東。都不曾受。道夫

校注：1 先生二字無。

監司が巡察する際に手當て代りの贈り物をもらうことが問題になったおりにいわれた、「ちかごろの規定では、赴任してから一度だけもらうことが許されている。」

直卿（黃榦）がいった、「やはり手加減して受けとるのがいいとおもいます。」

先生がいわれた、「わたしは浙東にいたとき、ちっとももらわなかったよ。」楊道夫

〔監司〕路の最高責任者としておかれた四人の監督官。帥司（經略按撫使）・漕司（轉運使）・憲司（提點刑獄）・倉司（提舉常平）をいう。

〔折送〕折送錢のことか。『慶元條法事類』卷七・監司巡歷の職制令の項に、「諸監司巡歷所至。應受酒食之類輒受折送錢者。許互察」とある。酒食の饗應がわりに送る金錢をいうらしい。

〔上任〕赴任。

〔看亦只可量受〕看は「我看」の意か、わたしの考え（見解）では。亦は、規定はあつても、ものニュアンスを示すか。量受はよくわからない。手加減してもらうことか。

〔都不〕強い否定、現代語の「並不」にあたる。

(7) 而今救荒甚可笑。自古救荒只有兩說。第一是感召和氣。以致豐穰。其次只有儲蓄之計。若待他饑時理會。更有何策。東邊遣使去賑濟。西邊遣使去賑濟。只計得逐州幾箇紫綾冊子來。某處已如何措置。某處已如何經畫。元無實惠及民。或問。先生向來救荒如何。云。亦只是討得紫綾冊子。更有何策。自修

校注：1 饑作饑。2 綾抄本誤作縵、下文不誤。3 云作曰。

「こんにちの飢饉救済はまったく笑止の沙汰だ。むかしから、飢饉救済には二つの見解（對策）しかないのだ。第一は天に感應させて和氣をよんで豊作をまねくこと、つぎの手段としては、備蓄策があるだけで、いざ飢えてから分別しようたって、なんの對策があるもんかね。やれあっちへ救援の使者を出す、やれこっちへ救援の使者を出す、この州もあの州も紫綾の手帖をいただくだけで、やれ某處ではどういう手を打った、やれ某處ではどういうふうに現地調査をして計畫を立てたとかいうが、なんのことはない、人民には實惠がさっぱり及ばん。」

ある人が、「先生はむかし飢饉救済をどんなふうにされました」と問うと、いわれた、「やっぱり紫綾の手帖をち

ようだけだ。ほかになんの方策があるもんか。」
孫自修

〔理會〕手をうつ・分別する。

〔賑濟〕飢饉時などの救済をいうが、嚴密に言えば、土木工事などを起こして労働の代償に食糧金銭を支給すること。これに對し、飢饉對策として食糧を安價に賣り出すのが「賑耀」、勞役もさせず無償で食糧を支給するのが「賑恤」である。

〔討得〕求める・もらう。

〔逐州〕州ごとに。

〔紫綾冊子〕紫色の綾絹装の手帖。税金とか義務勞役を免除される特權の證明書で、金で賣られる。

⑨賑濟無奇策。不如講水利。到賑濟時。成甚事。向在浙東。疑山陰・會稽二縣刷飢餓人少。通判鄭南再三云數實。及子細刷起。三倍。可學

飢饉救済に妙策はない。水利策を講ずるのがいちばんだ。いざ飢饉救済というときには、まったく處置ないものだ。むかし浙東にいたとき、山陰・會稽の二縣で總あらためた飢餓人口の数が少ないのに疑念をもった。通判の鄭南はくり返し、「數にまちがいありません」という。詳しく調べあげたところ、その三倍なんだ。鄭可學

〔成甚事〕不成事・不濟事、すなわち「處置ない・さまない・だめ」。現代語の「不行」の意に近い。

〔山陰・會稽〕ともに紹興府管下の縣。

〔通判〕州の副知事にあたる。

〔鄭南〕未詳。

〔刷〕總點檢する。（書類の總點檢を「刷卷」という。）二音節化すれば抄刷という。下の刷起の「起」はしらべ、あげる意と理解されたい。

⑩先生語次問浙東旱。可學云。浙東民戶歌先生之德。先生曰。向時到部。州縣有措置。亦賴朝廷應副。得以効力。已自有名無實者多。因曰。向時浙東先措置。分戶高下出米。不知有米無米不同。有徐木者獻策。須是逐鄉使相推排有米者。時以事逼不曾行。今若行之一縣甚易。大抵今時做事。在州郡已難。在監司尤難。以地闊遠。動成文具。惟縣令於民親行之爲易。計米之有無。而委鄉之聰明誠信者處之。聰明者。人不能欺。誠信者。人不忍欺。若昏懦之人。爲人所給。譌詐之士。則務欲容私。此大不可。可學

校注：1 給朝鮮本誤作給。

先生が話のついでに、浙東地方の旱魃のことをきかれた。可學は申しあげた、「浙東地方の人民は先生の恩德を

歌にしております。」

先生がいわれた、「むかし管轄地域にでかけたところ、州・縣には對策ができてゐるが、それも中央政府の處置のおかげで成果があげられるもので、すでに有名無實のものが多かった」

そのついでにいわれた、「さきごろ、浙東ではまず對策を講じて、民戸を等級別に分けて米を供出させたが、米をもっているのやらないのやら、まちまちである。徐木というおとこが、『ぜひともし郷ごとに米の所有者を列擧させましょう』と提案した。そのときは、事態が急迫していたので實行せなんだ。いまもしそれを縣單位で實行するといふのなら、わけはない。だいたい、今日なにかをやる場合、州郡ではやりにくく、監司では特にむづかしい。(管轄が)遠隔地にわたるので、とかく文書にたよつて形式だけに終りがちだ。縣令なら人民に直接實施することが容易である。米の有無を計算して、郷のなかで頭がよくて誠實なものに處置をまかせる。頭がいいものだと、人もばかにできませんし、誠實なものだと、人もばかにしてはわるいとおもう。ぼんくらだと、人からだまされるし、いかさま師

だとかならず私情をいれようとする。これは甚だもつてよくない。鄭可學

〔向時〕さきごろ・むかし。

〔部〕所部、すなわち管轄地區のものをいう。

〔應副〕處置する。副は付にもつくる。

〔已自〕すでに。この期には單に二音節化するために付加された語助的な「自」が多い。

〔徐木〕この人物は未詳。

〔須是〕ぜひ……する。

〔郷〕行政區劃の一、いくつかの村をふくむ。

〔推排〕等級別にならべる(俗語)。文字をいろいろならべかえることから、推蔽の意にも用いられる。

〔動成文具〕動は動輒ともいい「とかく……なりがち」。文具を成すとは、書類などの形式しごとに終ること。

②某向在浙東。吏人押安撫司牒。既僉名押字。至紹興府牒。吏亦請僉名。某當時只押字去。聞王仲行有言語。此伊川所謂只第一件便做不得者。如南康軍。舊來有文字到建康府。皆用申狀。某以爲不然。是時陳福公作留守。只牒建康僉廳。若非前宰執。只當直牒也。如南康有文字到鄴路監司。亦只合備牒。其諸縣於鄴州用牒。却有著令。德明

校注：1言字無。2軍字無。3府字無。

わたしはむかし浙東にいたとき、胥吏が安撫司の牒文をとどけて来た。それに署名と書き判をすませたところ、胥吏は紹興府の牒文にまで署名してくれという。わたしはそのとき書き判だけですませた。なんでも王仲行(王希呂)が文句をいったということだが、これが程伊川どののいわれる、『第一(初步的な)のことからしてやれん』というやつだ。たとえば南康軍で、むかし文書を建康府に送る場合、みな申狀形式を用いていたが、わたしはそれはまちがいだと考えた。そのころは陳福公(陳俊卿)が長官をしておられたので、建康の簽事判官廳あての牒文にした。もし(この場合のように)前の宰相(が長官をしておられる)でなければ、(太守あての)直牒形式でよかったのだ。また、南康で隣りの路の提刑按察司に文書を送る場合だって、やはり備牒の形式でよいのだ。方方の縣が隣りの州に對して牒文形式を用いることには、ちゃんとした規定があるんだからね。廖德明

この條に關連するものに、前號所收の04條がある。あわせて參照されたい。

〔押〕押送、すなわち護送する意。

〔安撫司牒〕安撫司は邊境地區の軍路におかれて、兵政を掌る。牒は文書形式の一種。官廳間に交される文書は上下關係や・同列關係で形式・名稱が違ふ。ちゃんと規定があるのに、それが複雑であるために、しばしば混同される。といつても、宋代にどのように規定されていたか、調査の結果を筆者は知らない。元代のそれについては、大略のところを把握して發表しておいた(本誌二十三の四「元典章文書の構成」參照)。いま、それを踏み臺として考えると、「牒」が同列間の文書形式であることは、元代と同じであるらしい。

〔簽名押字〕署名と書き判の手續をいう(前號(1)條の注參照)。
〔至……亦〕……までも。

〔紹興府牒〕紹興府は兩浙東路管下の府だから、申狀形式でなければいけないというのか。

〔王仲行〕仲行は王希呂のあざな、宿州(安徽省宿縣)のひと。乾道五年(一一六九)の進士。廬州知事・吏部員外郎などをへて、淳熙五年(一一七八)には起居郎、兵部・吏部尚書を歴任、紹興府の知事になる。廉直の臣で直言をはばからなかった(『宋史』三八八)。

〔此伊川所謂只第一件便做不得〕程頤の語は『二程遺書』卷十九にみえる。「先生因言。今日供職。只第一件。便做他底不得。吏人押申轉運司狀。某不曾簽。國子監自係臺省。臺省係朝廷官。外司有事。合行申狀。豈有臺省倒申外司之理。只爲從前人只計較利害。不計較事體。直得恁地。須看聖人欲正名處。見得道名不正時。便至禮樂不興。自然住不

得。夫禮樂豈玉帛之交錯。鍾鼓之鏘鏘哉。今日第一件。便如此人不知。一似好做作。只這些子。某便做他官不得。若做他底時。須一一與理會。」

〔建康府〕南康軍と同じく江南東路に屬する。はじめは江寧府、建炎三年（一一二九）に改稱された（『宋史』卷八八・地理志）。江蘇省南京を中心とする。

〔舊來〕むかし。

〔申狀〕下級官廳より上級官廳に提出する文書の形式。

〔陳福公〕陳俊卿（一一三一—一三八六）、あざなは應求、興化のひとつ。紹興八年（一一三八）の進士。性來の嚴正誠實が孝宗に見こまれて、乾道四年（一一六八）十月には尙書右僕射、同中書門下平章事、兼樞密使の要職についた。五年正月には左僕射になり、六年（一一七二）に觀文殿大學士の資格で知福州、兼福建路安撫使、淳熙二年（一一七五）にも再び知福州を命ぜられ、五年（一一七八）五月には判建康府、兼江南東路安撫使に就任した（『宋史』卷三八三）。朱熹におそろしく長文の「丞相魏國陳正獻公行狀」（『朱文公文集』卷九六）と「祭陳福公文」（同卷八七）がある。行狀の中で「我從公遊、出入三紀、晚途聞闕、遂託知己」とみえる。

〔僉廳〕簽書判官廳の略。僉廳のこととはたとえば『宋史』一六七・職官志七に「監司有幹官。州郡有職官。以供簽廳之職」とみえる。

〔直牒〕牒は同等官廳間に送達される文書の形式。ただし直牒については未詳。

〔備牒〕「備」は「牒」文を送る意。「申」が「狀」文を送る意であるのと同じく、文書形式が異なるのに應じて、送る意味の術語も規定されている。

①紹興時。去得遲。已無孽晝。只依常行。先差一通判。抄剗城下兩縣飢民。其人不留意。只抄得四萬來人。外縣却抄得多。遂欲治之而不曾。却託石天民重抄得八萬人。是時已遲。天民云。甚易。只關集大保長。盡在一寺。令供出人之貧者。大保長無有不知數目。便辦。却分作數等。賑濟賑耀。其初令畫地圖。量道里遠近。就僧寺或莊宇置糶米所。於門首立木認。關防再入之人。璘

紹興（の飢饉）の時は、ゆくのが（任官して赴任する）遅くてもう打つ手がなかった。例のごとくやるよりほかなく、まず一人の通判を派遣して、紹興附郭の二縣の飢えている民の人数を總あらためさせた。そのおとこは熱心にやらず、調査人口が四萬人そこそこしかなかったのに、外の縣の調査では人数がたくさんだ。そこでやつを處罰しようとおもったが、それはやらす、石天民（石斗文）にたのんで再調査させた結果が八萬人だった。そのときはもう手遅れである。天民がいった、「なんでもありません。指令を出

して大保長をぜんぶ一つの寺に召集し、人民の貧しい連中をどけ出させるだけでいいのです。大保長ならみな数がわかっていますから、すぐに始末がつき、それを等級にわけて救援用の勞役とか食糧の賣り出しを實施するのです。手はじめに地圖をかかせて、距離の遠近を考え、お寺か地主の家に救援米の賣捌處を設け、かど口に木組みの枠を立てて、二度取りのものを防止します。」藤嶸

〔壁畫〕處置を講ずる（既出）。

〔抄劄〕抄刷ともいう。總あらためること（吏牘語）。この

期の朱熹の奏狀に「奏紹興府都監賈祐之不抄劄飢民狀」

（『朱文公文集』卷一六）がある。

〔兩縣〕山陰・會稽の二縣をさす。（勿條參照）

〔四萬來人〕「來」はその上におかれた數に近いことを示す。

現代語も同じ。

〔石天民〕天民は石斗文のあざな。浙江省新昌のひと。

隆興年間（一一六二・三）の進士で陸象山の門弟。臨安府學教授・樞密院編修をへて武岡軍の知事に至る（『宋元學案』七十七）。

〔關〕これも文書形式の一種。同級官ないし官廳どうしが交わす文書か。

〔大保長〕保甲制において保長を統べるもの。

〔却〕この却は「却後」、それから・そのうえでの意。

〔賑糶〕飢饉對策として食糧を安價に賣り出すこと。（勿條注參照）

〔莊宇〕地主の屋敷と譯したが、官庫の場合も、かくよぶかもしれない。

〔木窓〕木組みの窓枠状のものか。

〔關防〕防止する（吏牘語）。

②浙東之病。如和買之害。酒坊之害。買酒坊者。做不起。破家。做得起。害民。如鹽倉之害。如温州有數處鹽倉。置官吏甚多。而一歲所買。不過數十斤。自可省罷。更欲白之朝。出鹽之地納白戶鹽。却令過私鹽。升卿

校注：此條抄本闕。以刊本補。

浙東の弊害には、たとえば和買の害、酒坊の害がある。

酒坊を買うもので、それをやってゆくかい性のないものは破産するし、かい性のあるものは、人民にめいわくをかける。

また、たとえば鹽倉の害がある。たとえば温州には數か處の鹽倉があり、官・吏をたくさん置きすぎているのに、一年の買い上げは數十斤にすぎない。當然、人員を省いたり職掌を廢したりするべきだ。

さらに朝廷に申しあげたいのは、鹽を産出する土地で、白戶鹽を納めるのが、私鹽（ひし）の上をゆかせていることだ。黃升卿

〔和買〕政府の必要物資を官と商人兩者の合意のもとに買いあげる。

〔酒坊〕酒の醸造所。その經營權は期間を限って入札制で買わせる（買撲）。酒坊については、曾我部靜雄「宋代坊場の民間經營について」（紀元二千六百年記念史學論文集收）や丸龜金作「宋代の権酷について」（史學雜誌四五の五・六）に詳しい。

〔做不起・做得起〕動詞十得起（不起）は、その動作についてかい性の有無をいう表現である。現代語も同じ。

漳州（當作知漳州）

紹熙元年（一一九〇）四月末より翌年三月に至る（朱熹の六十一・二歳）、ほぼ一年間の體驗を語る。漳州は福建路に屬する下州で、領縣は四つ、いまの漳州市（龍溪）を治とする。朱熹が浙東提舉の職を去ってから七年間は、いわゆる祠祿の官として台州崇道觀・華州雲臺觀・南京鴻慶宮・嵩山崇福宮などの主管を歴任し、實際には學業に精進して『易學啓蒙』『孝經刊誤』（一一八六年）、『小學書』（一一八七年）、『大學章句』『中庸章句』（一一八九年）を完成した。その間、淳熙十四年（一一八七）七月には江南西路提點刑獄（ただし待次）を拜命し、翌年三月十八日には赴任の

途について、六月には延和殿で國事に對する重大な上奏も行なつたが、實際の政務を執らぬうちに、かれの希望が容れられて祠祿の官に復することができた。しかし、淳熙十六年（一一八九）二月光宗が即位して、八月には江南東路轉運副使、十一月には知漳州を命ぜられて、辭退が許されぬと知るとはじめて拜命し、翌紹熙元年の四月二十四日に赴任した。この期における朱熹の治績としては、豪族の反對に遭うて結局は中止をよぎなくされたが、經界法の實施を特筆すべきであろう。

②郡中元自出公牒。延郡士黃知錄樵・施允壽・石洪慶・李唐咨・林易簡・楊士訓及淳與永嘉徐寓八人入學。而張教授與舊職事沮格。至是先生下學。僚屬又有乞留。舊有官學正。有司只得守法。言者不止。先生變色厲詞曰。郡守以承流宣化爲職。不以簿書・財計・獄訟爲事。某初到此。未知人物賢否。風俗厚薄。今已九月矣。方知得學校底裏。便欲²注意學校。所以採訪鄉評物論。延請黃知錄。以其有恬退之節。欲得表率諸生。又延請前輩士人。同爲之表率。欲使邦人士子識些向背。稍知爲善之方。與一邦之人。共趨士君子之域。以體朝廷教養作成之意。不謂作之無應。弄得來遂沒

合殺。教授受朝廷之命。分教一邦。其責任不爲不重。合當自行規矩。而今却容許多無行之人爭訟。職事人在學。枉請官錢。都不成學校。士人先要識箇廉退之節。禮義廉恥是謂四維。若寡廉鮮恥。雖能文。要何用。某雖不肖。深爲諸君恥之。淳○寓同而少異。

校注：1 便作遂。2 注作留。3 遂字無。4 同而作錄。

郡（州）廳ではもともと公文書を出して、郡出身の士人である、知録の黃樵（樵仲）、施允壽・石洪慶・李唐咨・林易簡・楊士訓および淳（陳淳）と、永嘉出身の徐寓ら八人を州學に入るよう招請してあったのに、張教授がもとからいる職員たちとじゃまをしたので、先生は學校から手を引かれた。部下の人たちにも留任をお願いするものがあつたが、（學校には）まえまえから學正の官がいるのだし、關係官廳では法規を守るほがなく、文句をつけるものも主張をやめない。先生は顔色をかえてきつい言葉でおっしゃつた、「州知事は、流レヲ承ケテ化ヲ宣ベルのが務めであり、帳簿づくりや錢勘定・裁判がしごとじゃないのだ。わたしがここへやって來た當初は、人物のよしあしや風俗の良否がわからなかつた。今はもう九ヵ月になり、やっと學校の事

情もわかり、學校のことに意を用いようとおもつたものだから、世間の人物評をさぐつて、黃知録を招請したのだ。この人にはいざというときにはいさぎよく身を退く節操があるのだ、學生たちの模範になつてほしいとおもつた。また、先輩の士人たちを招請して、いっしよに模範となり、州中の若いインテリたちが向背をわきまへ、いささか善をなすの道をこころえ、州の人たちとともに、良識ある人間の域に進んで、教育の實をあげんとする朝廷の主旨を體するようにと願つたのだが、意外なことにこの意圖に應えてくれるものがなく、おかげで始末のつかぬこのまゝさ。教授は朝廷の命をうけて、一州の教育を受けもち、その責任はけつして輕くはない。當然みづからの行動を正すべきなのに、いまはおおぜいの素行よからぬ人間に訴訟争いをさせておくれ、學校につとめる職員どもは、おかみの金をただ食いするわで、まるで學校の體をなしておらん。士人はまず出處進退の節度をわきまへねばならぬ。禮義廉恥は四維といわれるもの、もしも廉潔恥辱を知らねば、たとえ學問がやれてもなんの役に立とう。わたしは至らぬものだが、はなはだみなさんのために恥ずかしくおもう。」陳淳○

徐寓も同じだが少し異同がある。

この條に關する朱熹の文章に、紹熙三年（一一九二）正月二日のデットをもつ、「漳州延郡士入學牒」がある（『朱文公文別集』卷九收）。以下、關係部分を適宜参照する。

〔元自〕もともと。この自も語助的用法。

〔黃知錄樵〕またの名は樵仲、あざなは道夫、敬齋と號して、福建省龍溪（漳州の治）のひと。淳熙十年の進士である。

牒文には「今觀新汀州知錄黃從事。器資渾厚。操履端方。杜門讀書。不交權利。鄉閭有識。莫不推高。若以禮請屈居州學正錄之任。兼同主管縣學教導。必能使諸生觀感而化。有所興起」とある（『宋元學案』卷四十九）。知錄は知錄事參軍事、州の總務課次長。

〔施允壽〕あざなは伯和。臨漳（漳州）のひと（『宋元學案』卷六十九）。

〔石洪慶〕あざなは子餘。おなじく臨漳のひと。みぎのふたりはすでに老年にあつた。牒文に「前州學施學正允壽・石學生洪慶。皆以耆艾之年。進學不倦。強毅方正。衆所嚴憚」という。語類の記錄者（一一九三年）でもある（『宋元學案』卷六十九）。

〔李唐咨〕あざなは堯卿、龍溪のひと（『宋元學案』卷六十九）。

〔林易簡〕あざなは一之、出身おなじ（『宋元學案』卷六十九）。ふたりについては牒文に「林貢士易簡・李進士唐次。或究索精微。或持循雅飭。察其志行。久益可觀」とある。

〔楊士訓〕あざなは尹叔、漳浦のひと（『宋元學案』卷六十九）。

士を仕につくる。陳淳とかれについては牒文にいう「貢士陳淳・太學生楊士訓。齒雖尚少。學已知方。」

〔徐寓〕あざなは居父、盤州叟と號し、永嘉（浙江省温州）のひと。牒文には「永嘉學生徐寓。務學求師。志尙堅確」とある。語類の一一九〇年以後の記錄者でもある。

〔張教授〕未詳。教授は州學の最高教官。

〔職事〕下文に職事人とみえる。専門職に従事するもの。ここは州學の職員。

〔下學〕學校關係の職務を退く。上文の「入學」に對する語か。

この語は學校がひけて歸宅することにも用いる。陸游の東吳女曲に「阿弟は書を貪りて下學すること遅し」とある。

〔官學正〕學正は助教授兼學生主事にあたる。

〔承流宣化〕風教の傳統をうけてひろめる。『漢書』卷五六・董仲舒傳にいう。「今之郡守縣令。民之師帥。所使承流而宣化也」

〔底裏〕内情・子細（俗語）。底細ともいう。

〔延請〕招請・招聘する。

〔不謂〕はからずも・意外にも（俗語）。

〔弄得來〕以下のことを結果する。「使得」という表現に類似する。

〔沒合殺〕始末がつかぬ。「合殺」は既出（前號條参照）。「沒收殺」もほぼ同じ意味に使われる。

〔合當〕……すべきである（俗語）。

〔禮義廉恥是謂四維〕『管子』牧民篇にいう、「國に四維あり。……何をか四維と謂う。一に曰わく禮、二に曰わく義、三

に曰わく廉、四に曰わく恥。」

②謨¹曰。先生蔡漳民禮佛朝嶽。皆所以正人心也。先生曰。

未說到如此。只是男女混淆。便當禁約爾。侍坐諸公各言諸處淫巫蠱惑等事。先生嚙頰嗟嘆而已。因舉江西有玉隆萬壽宮・太平興國宮。每歲兩處朝拜。不憚遠近奔趨。失其本心。一至於此。曰。某嘗見其如此。深哀其愚。上昇一事。斷無此理。豈有許多一日同登天。自後又却不見一箇登天之人。如汀民事定光二佛。其惑亦甚。其佛肉身。嘗留公廳。禱祈徼福。果有知道理人爲汀州。合先投畀水火。以祛民惑。愚民施財。崇修佛宇。所在皆然。此弊滋蔓尤甚。陳後之言。泉州妖巫惑民。新立廟貌。海船運土石及遠來施財。遭風覆舟相繼而不悟。先生云。亦嘗望見廟宇壯麗。但尋常不喜入神廟。不及往觀。凡此皆是愚而無知者之所爲爾。謨。

校注：1 謨曰作問。2 先生一字無。3 蠱作替。4 先生云作曰

一字。

謨^{わたくし}（周謨）がいった、「先生が漳州の民に佛寺や道觀にお参りすることを禁ぜられましたのは、みな、人心ヲ正ス、ためなんですわね。」

先生がいわれた、「さようなことまでいうつもりはない。ただ、男女が入り混^まつてやるから禁止すべきだというだけなんだ。」

その場にひかえていた人たちは、めいめい方々の妖しい巫たちのいかかわしい行爲を話した。先生は鼻すじをひそめて歎いておられるだけだった。

そこで江西にある玉隆萬壽宮や太平興國宮の例を引かれ、毎年この二か處の參詣には、遠方もかまわず馳せ参じて、本心ヲ失^うレ^てていることは、こんなにまでひどいといわれた。

「わたしはかつてこのざまを見て、つくづく愚劣さが哀しくなった。昇天なんてそんな道理は斷じてない。おおぜいの人間が一日にいっしょに昇天するなんてことがあるものか。その後は（わたしが取締まってから）一人も昇天したものはおらん。汀州の民が定光二佛を大事にしてるんだって、迷妄も甚だしい。その佛は生き身（活き佛）で、かつて官廳のホールに安置し、お祈りして福を求めたことがある。もしも道理をわきまえた人が汀州の知事になれば、まず水か火の中に投げこんで、民の迷妄を拂うべきだよ。愚

民どもが金品を寄捨して、佛閣をりっぱに修復するのは、どこもかしこも皆そうだ。この弊害の蔓延ぶりは特にひどい。」

陳後之がいった、「泉州ではいかかわしい巫が人民を惑わし、新たに廟を立てるというので、海船が建築用の土や石、それに遠來の寄捨物品を運び、風に遭うて船が顛覆する事故が引きもきらないのに、目がさめないのです。」

先生がいわれた、「寺廟のりっぱなのを眺めたが、ふだんから神廟に入るのを好まんから、見物に出かけることまではしない。すべてこれらは愚かで無智なものやることなんだよ。」周謨

〔禮佛朝嶽〕佛寺や道觀に參拜すること。

〔正人心〕『孟子』滕文公下篇に「我亦欲正人心。息邪說。距跛行。放淫辭。以承三聖者」とある。

〔禁約〕取締まる・禁止する（史廣語）。

〔蹙頞〕鼻にすじを寄せる。『孟子』梁惠王篇下にみえる語。

〔失其本心〕『孟子』告子篇上にいう、「此之謂失其本心也。」

朱注に「本心謂羞惡之心」とある。

〔上昇〕昇天する。

〔自後〕それ以來・その後。「之後」ともいう。

〔汀〕汀州。福建省西南部、いまの長汀を中心とする下州。

〔定光二佛〕定光佛は錠光佛にも作り、燃燈佛ともいうが、二佛は未詳。

〔投畀〕投げこむ。『詩經』小雅・巷伯「彼の讖人を取えて、豺虎に投畀す」。

〔陳後之〕名は未詳。陳淳や黃義剛が記録した部分にも現われる。

〔泉州〕福建省南部沿海、漳州の東に隣る州。

〔廟貌〕廟に同じ。『公羊傳』（桓公二年）の注に「廟之爲言貌也」とある。